

市税の口座振替を申し込んで みらいプレミアムをもらおう！

市制施行10周年を記念して、市税の口座振替の利用促進のため口座振替キャンペーンを実施しています。市税（市・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税のうちいずれか）の新規申込の方と口座振替をご利用中の方を対象に抽選で100人に市認証特産品「みらいプレミアム」3000円相当の商品詰合せをプレゼントします。この機会にぜひ、市税の口座振替をご利用ください。

■対象者

- 新規申し込みの方：キャンペーン実施期間中に新規に口座振替を申し込んだ方（金融機関受付が済んだ分まで）
- すでに利用中の方：対象税目の口座振替を利用している方（平成27年度以降に口座振替実績がある方）

■応募方法（口座の新規申込）

- 通帳、口座届出印、納税通知書を持参し、納付書に添付されている口座振替依頼書が金融機関窓口に着いてある口座振替依頼書に必要事項を記入し、対象の金融機関で申し込みの手続きをしてください。
- 口座振替依頼書は、伊奈庁舎収納課またはつくばみらい市内の金融機関窓口に着いてあります。市外の方で口座振替

依頼書が必要な方は送付しますのでご連絡ください。

納税の猶予制度が変わりました

何らかの事情で納期限までに納付できない場合の徴収の緩和措置としてこの4月から納税の猶予制度が見直されました。

■申請による換価の猶予（新設）

市税を一時に納付することにより、事業の継続、生活の維持が困難になるなどのおそれがあると認められる場合、申請により猶予が認められることがあります。

■徴収の猶予（既設）

災害や盗難、納税者または家族の病気・負傷、事業の廃止・休止などにより、一時に市税を納付できない場合、猶予が認め

○既に口座振替をご利用中の方は、応募は不要です（自動的に手続き済みとなります）。

■キャンペーン期限

10月31日（月）

■ご利用可能な金融機関

常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合、茨城みなみ農業協同組合、水戸信用金庫、結城信用金庫、東日本銀行、三井住友銀

られることがあります。

■猶予が認められると

猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。また、財産の差押えや換価が猶予されます。

※「換価」とは：差し押さえた財産を金銭に換えること

○市税を納期限までに納付できない場合はお早めに市役所・収納課にご相談ください。

問 伊奈庁舎収納課

2111（内線1142）
1143※ ※5月2日（月）以降
：内線2404・2405



行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行、郵便局

■ご注意

○対象者は、市税の滞納のない

市民窓口課でも税務証明交付開始

5月2日（火）から伊奈庁舎は新庁舎で業務開始となり、税務関係証明書を発行する税務課および収納課は2階へ移ります。この移動に伴い、税務関係証明書の一部を1階の市民窓口課でも発行できるようになります。なお、税務課および収納課でも引き続き税務関係証明書を発行します。

■市民窓口課で発行できる税務関係証明書の種類

- 所得関係：住民税決定証明書（課税証明書）・非課税証明書・所得証明書・児童手当所得証明書
- 納税証明関係：納税証明書・継続検査証明書（軽自動車車

個人および法人です。

○給与や年金からの特別徴収の方は対象外となります。

○当選結果の発表は12月頃を予定しています。発表は、商品の発送をもってかえさせていただきます。あらかじめご了承ください。

問 伊奈庁舎収納課

2111（内線1141※）
※5月2日（月）以降：内線
2404・2405

検用）・法人市民税納税証明書

○固定資産関係：評価証明書・公課証明書・登載証明書・資産証明書・評価額通知書・記載事項証明書

○その他：法人所在証明書

【問い合わせ】

○所得関係／固定資産関係すべての証明：税務課 ☎58・2111（内線1131・1137※）

※5月2日（月）以降：内線2301・2307

○納税関係すべての証明：収納課 ☎58・2111（内線1141・1144※）

※5月2日（月）以降：内線2402・2405